

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について

二宮町では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の第3条第1項に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付したうえで議会に報告するとともに公表をしております。

このたび令和4年度決算に基づく健全化判断比率等につきまして、令和5年第3回二宮町議会定例会において報告が済みましたので、ホームページ上において公表します。

○令和4年度決算に基づき健全化判断比率等を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回る結果となりました。

○実質公債比率は元利償還金の増及び臨時財政対策債発行可能額が減となったことに伴い、前年度と同じ値となりました。

○将来負担比率は将来負担額が減となったことに伴い、前年度に比べ0.9ポイントの減となりました。

(単位 %)

		健全化判断比率				資金不足比率
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
令和4年度	二宮町数値	-	-	4.8	4.9	-
	早期健全化基準	14.38	19.38	25.0	350.0	20.0 (経営健全化基準)
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
令和3年度	二宮町数値	-	-	4.8	5.8	-
	早期健全化基準	14.29	19.29	25.0	350.0	20.0 (経営健全化基準)
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0		

二宮町で資金不足比率の算出をする対象は下水道事業特別会計になります

用語解説

実質赤字比率	: 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	当町においては、一般会計と全会計のいずれにも実質赤字（または資金不足額）が生じておませんので、左記の3つの比率に該当はありません
連結実質赤字比率	: 全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率	
資金不足比率	: 各公営企業の資金不足の事業の規模に対する比率	
実質公債費比率	: 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率の3ヵ年平均	当町においては、上記表のとおり健全であるといえます
将来負担比率	: 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	

※標準財政規模：人口、面積等から算定する当町の標準的な一般財源の規模

- 健全化判断比率、資金不足比率のいずれかが早期健全化基準、経営健全化基準、または財政再生基準に抵触する場合は、基準に応じた各計画を定めなければなりません。この計画は議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事または総務大臣へ報告するほか、毎年度その実施状況を議会へ報告し、公表することが義務付けられます。